

手続きに関わること

【12 書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」の提出について】

Q12-1 書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」は、どのようなときに提出するのですか？

A12-1 次のような場合に提出が必要です。

- 1) 書類①の申込内容に「変更」が生じた場合
※学校名、住所、氏名、納入義務者等の変更
- 2) 学校給食の提供を「停止」する場合
※市外の学校に転出、入院等により給食提供を停止
- 3) 停止していた学校給食の提供を「再開」する場合
※すでに申請している停止期間中に、給食提供を再開

Q12-2 書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を提出するときに気を付けることはありますか？

A12-2 学校給食の内容を変更したり停止したり、停止していた学校給食を再開する日の5日前（土日祝を除く。）までに学校へ申請してください。申請後5日目から、申請内容を学校給食に反映することができます。

Q12-3 学校を長期欠席するため、書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を提出していましたが、予定より早く学校へ登校できそうです。どうすればいいですか？

A12-3 停止期間が予定より早まる場合は、書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を提出していただくことになります。ただし、書類④「再開届」を提出された場合においても、学校へ届け出ていただいた日の5日後（土日祝を除く。）から学校給食再開となりますので、それまでに登校することがあれば、お弁当を持参していただくこととなります。

Q12-4 書類④「学校給食（変更・停止・再開）届」は、どこに提出するのですか？

A12-4 書類④は、学校に提出してください。書類④の用紙は、学校または東広島市教育委員会事務局学事課でお渡しすることができます。